

寛政期の学政改革と臣僚養成

鈴木 博 雄

目 次

- | | |
|-------------------|--------------|
| 序 | 2. 学政改革と臣僚養成 |
| 1. 松平定信の政治思想と臣僚養成 | 3. 臣僚養成の問題点 |

序

寛政期の学政改革に関する教育史的研究は、すでに先学によつてかなりの成果を挙げているが、これを臣僚養成という観点から考察したものは少ない。封建社会の成熟とともに、何れの藩においても藩制が整備されて来、藩政機構が複雑化してくる。それに応じて、封建社会においても近代の官僚制と似た役人の行政組織—max weber は、これを臣僚制 (Patrimonial Bürokratie) と呼び、そこに勤務する役人を臣僚 (Der Patrimonialbeamte) と呼んでいる¹⁾ が成立し、幕・藩政の複雑化とともに、政治・行政上に不可欠の存在となつて来る。加うるに、中期以降、周期的に繰り返される幕・藩政改革では、この臣僚制を通じて政治権力の集中化が促進され、また逆にこれに応じて臣僚制も発展するという相互的な関係をもつに至つて、臣僚制は大きく発展して来たのである。巨大な組織に成長した臣僚制は、その自己存続のために臣僚養成の要求を生ずるに至る。幕・藩政改革の政策の一つとして藩校設立 (あるいは再興) が挙げられているのも、それが臣僚養成機関としての重要な役割を担っているからである。私は、さきに熊本藩および米沢藩の藩政改革における藩校設立の問題をとりあげ、設立された藩校の臣僚養成的機能を考究し、藩校卒業者が藩の役職に任用されて行く過程を追究することによつて、藩校と臣僚養成の関係を略々明らかになし得た。(「成立時期より見た藩校の類型的研究」教育史学会紀要「日本の教育史学」第一集所収)

本論文は、これに引き続き、寛政期の幕政改革において、特にその中心をなした学政改革と臣僚養成の問題を考察せんとするものである。

1. 松平定信の政治思想と臣僚養成

世にいう寛政の改革は、天明7年7月、松平定信の老中就任とともに始まるが、ここでは、改革の担当者たる定信の政治思想の中で臣僚養成に関して論じている点に考察を向ける。しかし、彼の政治思想を考察するに当つて、その理解を助けるために、彼の登場を必要とした当時の社会情勢を概観して置きたい。

武断主義、復古主義を基調とした享保の改革が將軍吉宗の死とともに終焉すると、代つて明和、安永の頃より商業資本との提携による貿易、殖産興業の奨励などの積極的経済政

策を基調とする田沼意次、意知父子によるいわゆる田沼時代が到来する。將軍側役から老中に進んで幕政を専断した田沼の政治は、「皆人、錢だせ、金だせ、まいなるつぶれ」という落首が示すように、万事が金力で融通をつける乱脈ぶりであり、賄賂は公然と横行し、風俗は奢侈に流れた。「天明の末には、田沼家発行にて、賢愚となく権門賄賂をもて朝夕権家に往来して、追従する世の習しなり。毎朝対客登城前とて、我も我もと権門に出入す。其中、毎日出入するを日勤といふて多く有たり。又其中に朝夕或は日に二三度行いて、安否を諂ひとふものあり」(蟹の焼藻の記)²⁾とあるように、田沼父子によつて幕政が著るしく私物化される傾向にあつた。幕政を担当する上層部のこうした政治的腐敗は、当然下僚たる旗本、御家人の生活態度にも影響を与えて来る。「何之訳合も無之、理不尽に人の姓名を相糺、彼是権威を振ひ候類、押買代錢不_二相払_一類」(天明大政録)³⁾とあるように、民衆に向つては権力を笠に着て無法を極めるものが横行し、一方、権力の座にある者に対しては、「諂諛賄賂に身上すりさ」⁴⁾るほどの卑屈な態度をとるとというのが、当時の臣僚の姿であつた。しかも、その頹廢ぶりは経済生活の困窮とともに目を覆わしむる惨状を呈した。「其外のものも一向うわ気の往来に分限を忘れ、何れも借金多に相成、後には返済も成かね、又はかりて再びかへし不申候を手柄の様に存候ものども多く」⁵⁾あらわれ、さらには、「或は親を追出し、一類の中を追ひ、酒色に耽り博奕を好み、家財を尽く打込み候て、妻子共寒中単物の一ツにて薦の上に暮し、甚敷者は夜分町家へ押領に押込候か、又は人遠き野原にて追落」⁶⁾をするという者すらあつた。また風俗も浮薄になり、旗本・御家人の間では、乱舞音曲などの遊芸が流行し、中には無刀丸腰で白昼から遊里に出入するものもあつたほどであり、一般に「武芸名節は棚へ上げ」(栗山上書)⁷⁾「武門相応之儀を語り候ものをば、のけものに」⁸⁾する有様であつた。この頹廢的風潮は、武士のみならず、町人の間にも広く浸潤し、特に蔵前の札差などの上流町人の生活は元結の代りに銀の針金、足袋に銀こはぜというように奢侈を極めたものであつた。当時、「男子の廓知らずは男の恥、女の芝居行は尻に帆かけて走る」といわれたように、色街と芝居がそれまでにない繁栄を誇り、「岡場所」と呼ばれる私娼窟が市中いたるところに発生した。一方、農村では、ひでり、冷害、疫病の流行などの相次ぐ天災や貢租収奪の強化によつて大多数の農民が塗炭の苦しみをなめており、都市の最下層の民衆も顕著な米価の高騰に生活破綻の脅威にさらされていた。こうした最下層の民衆たちの間からは、現実の生活の苦悩を宗教的狂燥によつてそらせる働きを演じた「おかげまいり」が全国的に流行した。

こうした頹廢的な世相の下では、当然、学問・教育は世人の関心の外に置かれ、湯島の聖堂は、「無用の長物」として取り毀しが進言され、幕府の役人中には、聖堂や孔子について全く無知なものもいたと伝えられている。(甲子夜話)⁹⁾それゆえに天災によつて損傷を受けた聖堂の再建も財政難を理由に延引を重ね、最後に、元禄宝永時の規模に比して簡略を極めたものを建て、「而僕略実過_レ之、且怠之甚」(昌平志第二)¹⁰⁾と識者を痛憤させたのである。

一方、享保の改革によつて一時的に抑えられた封建社会の体制的矛盾は、宝暦明和の頃より明らかに幕藩体制崩壊の危機という形をとつて露呈して来た。宝暦8年、幕府批判

の言説のゆえに罪を受けた竹内式部が「成程あやうき世の中と存じ奉り候」と述べて幕藩体制崩壊の危機を予言したように、宝暦、明和、安永と約 20 年間に封建社会の政治的経済的危機は深刻化の一途を辿り、その集中的表現である一揆、打毀しも量的に飛躍的な増大を示した。天明年間に入ると、不慮の天災がこれに拍車をかけ、天明 2 年以降は毎年のように一揆、打毀しが各地で起こるといふ有様となり、天明 6,7 年には全国で 1 年に 15 回もの一揆、打毀しを記録するに至っている。そして、定信が改革に着手した天明 7 年の 5 月には、いわゆる「天明の打毀し」といわれる大暴動が大阪に始まって殆んど同時に京、奈良、伏見、堺、山田、甲府、駿河、広島、長崎、石巻など全国的に波及し、遂に江戸でも開府以来の大規模な打毀しが起つた。それは、「天明 7 年丁未 5 月 20 日の夜より町々の米屋を打こはし、家財器財をみぢんに碎き、同 23 日迄昼夜となく、先々へおして行、凱歌をあげ、家をたゞきこわしける音は火事場の如く、官吏も制する事を得ず、乱妨甚し」(天明大政録)¹¹⁾と記されているように、封建社会の末期的事態を意味するものであつた。しかも、この原因が、「其趣意は現米 100 俵について、(3 斗 5 升入) 200 両の直段有、是田沼家の者共、利慾に耽り隠し米を致させ、町奉行与力同心同じく不正を行ふて、次第に米直段をあげさせたるによれり」(蠶の焼藻の記)¹²⁾と噂されるように、一部の奸吏奸商が結託して利慾を追求するの余りであつたから、「抑此事の起るを考るに後にいづれも下の非はなくして皆上の非なるより起れり」(「秘本玉くしげ」)¹³⁾と識者からその失政を痛烈に批判されるに至つたのである。

松平定信が、「予をころし給ふとも予が妻子をころし給ふともして、天下の災を止め給へ」(字下人言)¹⁴⁾と決死の願文を神に奉つて、幕閣に登場して来たのは以上のような封建社会の崩壊前夜を思ふす危機的時点においてであつた。彼はこの難局を克服するに當つて、祖父吉宗の享保の改革を理想として幕政改革に臨んだのであるが、彼の現実の事態に対する把握の仕方とそれに対する改革の方策は、吉宗のそれが政治的現実的であつたのに比し、はるかに倫理的観念的であつた。たとえば改革に対する基本的な考え方は、「凡そ法をたて号令をほどこすは、必らず誠ところをおしひろめて道に背かず、事情を斟酌して軽重其宜しきをえ、人々の心誠にししかあるべしとおもふやうを考へて、邪魔をふせき正しからざるを制すべし」(政語)¹⁵⁾と述べているように、彼においては、政治はつねに道徳に基礎づけられているとする儒教的前提が先験的に成立しているのである。それゆえに、改革も、まず最初には、混乱し顛倒している価値体系を正常な姿において確立することから始められねばならなかつた。風俗匡正が改革の冒頭より打ち出されたのもこのゆえであつた。まず、「かく衰へたる風俗をたださんとすれば、是までのかたちにてはいかなる明智の人ありとも、せんかたはあるましき也、琴瑟のとへの如く、其本を改正して後、仁政も行はるべし」(政語)¹⁶⁾と考へ、そのただすべき大本とは「君と政をとるその大夫に誠の心」があることであるとされる。そして、その「誠の心」とは、具体的には「きはめて儉素を守りて、民をあはれむの心」¹⁷⁾であるとしている。すなわち生産力の低い封建社会において、専ら農民の労働に寄食している武士階級にとっては、質素儉約こそ第一の徳目であり、当時の危機的事態も結局はこの徳目に欠けるところに由来すると考へるのである。

それ故に「皆世教すたれて奢侈の一つに帰」(物価論)¹⁹⁾した点に危機の原因を求め、幕府財政の窮乏という明白に経済的問題であると考えられるものに対してすら、「夫国天下を治むるは、理財を以てもとゝす……理財のもとは節用でありて、節用の本は人君の修身齐家にあり」(国本論付巻)²⁰⁾と述べているように、まずそれに関与する人間の道徳性が問題とされるのである。また「政語」の中では、封建当初の武士の質素儉約の風がいつしか薄れて奢侈の風となり、それが生活に無用の費用を掛けることになり、ひいては経済生活の破綻を導いたのであると述べている。

註「されば費用日にまして用度たらざるゆゑ、物の価自然と貴くなりゆくに従ひ、昔なりし家も支度たれざれば、人の財貨をかり、つひにつくなふに手段なければ、種々の奸詐偽計をなし、風俗いつとなく破れおとろへ、獄訟日々にしげくして、民廉恥の心なし」(政語)²¹⁾

以上のように、定信の政治思想は、「大学」巻頭にある「心正しくして后身脩り、身脩りて后家斉ひ、家斉ひて后国治り、国治りて后天下平なり。天子より庶人に至るまで壹に是皆脩身を以て本となす。その本乱れて末治まるものはあらじ。」と説かれている儒教固有の倫理的な政治哲学が、日本の場合のように、生産力の低い封建社会では、特に必然的に要求される儉約という徳目において具体化されて受け継がれていると見られるのである。

かくて改革の基本的態度は、現実の頹廢的な状態—「ある」状態—を倫理的に正しいとする状態—「あるべき」状態—にまで引き戻さんとする方向をとることになる。儒学を奨励し、世上の風俗を匡正し、異学を禁じ、官立学問所を設立するなどの学政改革は、すべてこうした基本的態度より発するものである。そして、とりわけ、為政者と民衆の間に介在する臣僚の道徳性が第一の問題とされる。「風俗の本は君と政をとる大夫とにあり、然れども一郷一郡を治るものも、上の意をうけてその行ひを正しうし、民を正しきにみちびけば、淳厚の風俗又これによりてますます広し」²²⁾(政語)と論じられているように、けだし臣僚こそ、改革の実質的な担い手として定信の風俗匡正政策を推進するものに外ならなかつたからである。

こうして、定信の改革政策は、まず人君より下僚に至るまでの武士階級の道徳性の回復ということから始められる。人君の場合は、「ただ徳あるものは人心の服するものゆゑ、徳のまされるほど猶よくその下にゐて、天下国家を平治する功をたすく」(大学経文講義)²³⁾とあるように、信・仁などの道徳的な「徳」によつて人民を徳化することを職分とするものであるから、終始倫理的価値の実現を目的として努力することは当然要求せられるところである。臣僚は、彼によれば、「聖人孝悌を以て天下を治めたまふ故、四海一家の如く其徳になつて、是を仰き尊ひて君とし師とす。然れども天下の大なる人民の多き、一人の耳目に及ぶ所にあらざるゆゑ、民に賢才あるものをえらびて、その才性をはかりて、それぞれの職位を授け、ともともに愚不肖のものを教へて、其所に安んぜしめ給ふ、堯舜の無為にして治め給ふといふも、我一人の智は聖人といへども限あれば、百官各賢才に任し、衆人の智を用ゐて、自智〇を勞し給はざる事をいへるなり」(政語)²⁴⁾と述べているように、元来人君の政治的行為の補佐として存在し、その政治的行政的才能＝「智」を以て奉仕するものである。それゆゑに人君から見た場合には、賢を選任しそれを適材適所に配置し、

その人物の器量一ぱいの活躍をなさしめることが治政の要諦となる。ただ、領主にとっては臣僚は、あくまでも人君の徳治の手段として存在するに過ぎないという限界を臣僚に明確に自覚せしめておくことが絶対に必要であった。それは、臣僚が領主と人民の中間に介在していることによつて、封建的支配被支配の関係が成立しているからである。「君臣の事をいちはやくいばば、君の徳は諫をいするより大なるはなく、臣の徳は私をすつるより大なるはなし」(花月亭筆記)²⁵⁾と述べて、臣僚に「私」をすつることを要求しているのは、臣僚が全人的に人君に忠誠を尽して、人君の治政のための全き手段の存在となることを意味している。とりわけ、当時の臣僚が人君から人民に結ばれていた貢租の収奪体系の中間にあつて、私欲を利するために中間搾取を強行していた弊風を考えると、この「私の心をさる」という意味は人君から臣僚に対して要求しなければならぬ最大の倫理であつたといえよう。それゆえに、「私の心をさるは、真の国家の大臣なり、君子小人の分ちは義と利の二つなり、義と利は公と私の二つなり、私をされは公となる、公となれば君子となる」(楽亭筆記)²⁶⁾と述べて、これに最大の倫理的価値を付与しているのである。いうまでもなく、近代国家における官僚の場合には、国家は官僚に対して、その職務の限定された範囲内において、その職務に対して忠実であることを要求し得るが、それ以外の領域一すなわち彼の私的領域については、何ら関与しないのが通例である。つまり、近代的官僚の場合には、公私が区別し得る二つの生活領域として併存するのに対して、臣僚の場合には、公と私は対立概念であり、同時に併存することの出来ないものとされている。それは公が善であり、私は悪であるとする判断が前提されているからである。したがつてこの私心をすてるということは、領主への全人的従属関係を確保するために要求されているものであつて、ここに臣僚の近代的官僚と区別される一つの特徴があるのである。

それゆえに、近代的官僚にとつては、その知識、技能など専門的勤務能力を持つことが、資格の前提条件の一つであつたが、臣僚の場合は、ある意味ではこうした“能吏”をよしとしない場合がある。「とかく器用にてめはしきゝ候ものは、つかひよきものなり、されども多くは大きな用に立がたきと、油断ならぬものとの二つもあるなり」(夜鶴筆叢)²⁷⁾というように、領主の立場から見た場合には、知識・技能に優れた能吏型の人間には、重宝ではあるが、政治の大局的判断を誤つたり、領主への忠誠心に欠ける場合があるというのである。そして、かえつて不器用者・不調法者の中に大器量・大忠のものがあるという。つまり、臣僚の評価基準が知識・技能の有無よりも、人格的な要素一忠誠、信義、質実などにより比重がかけられていることがわかるのである。もちろん、封建社会において、藩制の成立と前後して臣僚制が次第に発達して来て、巨大な政治上の組織体となつたという事実が証明するように、政治的行政的な知識、才能に長じた有能な臣僚は絶えず要求されており、特に幕藩体制の危機的な事態においては、有為の人材が強く求められている。しかし、それにもかかわらず、そうした専門的勤務能力のみを臣僚任用の基準とすることが出来ず、むしろ領主への忠誠心や信義・質実などの非合理的・人格的なものを重視しなければならなかつたところに、臣僚の持つ矛盾が端的にあらわれているといえよう。

「白河侯被仰出御書付」

暖衣もはくべられぬと食衣衣に推し作
 理もあやむらんこを仙を多く人ふくべ
 也とて君自欲衣料してて貴我の君
 也とて理甲おぬいといはれし君
 同くついで組との事と賦しとてふ
 くは君を成臣と奉つてつ、指のむむ
 士み小交するばあふらんわれも又人の事也
 としん處あふへ

賢者の事

賢と奉不世と遠くうら、賢賢あを教
 をとれ多し、又何をうらや濟々々多し文
 王やもとてあれいそ賢をうけて國と
 治めらん唯よきやそ人へいそあんとや宗
 祇ふすけいそ人へいそあむとて宗人心の
 しくと多れ、君臣を辨とて道遠くとい
 へうそ君の可き善悪よと臣の心身をそ
 うとすふ、あふれかの事よれしそ和同とあ
 加し、幸其時と思ふとてて能く和同と

以上述べて来た私心をすてること一領主への忠誠心一や人格的な誠実さなどは、臣僚のすべてに対して要求される共通の徳目であるが、臣僚もその役職によつて要求される心得もかなり異なる。これらのさまざまの役職に応じた臣僚のわきまえるべき心得を「楽亭筆記」につきのように論している。

まず大臣（家老職）は、人君と臣僚との間に立つて、つねに全体的総括的な立場から一国一藩の統治に配慮を加える心掛けを持つべきもので、「われをば不智といふとも愚といふとも聊かへりみず、皆よき人を見出して君にすゝめ、諸有司に人材をそろへて、みなもち得し器量を尽さしめ、わが身を屈しても賢人君子を敬ひ、君威もしとぼしくは、猶々わが身をいやしくしても君威をたつるは大臣の職なり」と教えている。

つぎに兩人（月番の上にあつて、政事に与らざる元老）や老分（年功で引退した者で人君の政治の諮問に与るもの）などの参政官については、「当主奢侈放蕩、其外姦佞の人を用ゐ候か、いづれ政事も不_レ宜国家の為に相成らざる節は、よくよく諫め申さるべく候」²⁹⁾と述べて、人君の治政に誤りのあると考へた折には進んで諫言することを教えている。

月番（藩政執行の責任者）や奉行は、一藩の政治の実質的な責任者であるから、まず藩士、領民の模範たるにふさわしい質素篤実の生活を心掛け、収賄や下僚に私恩を売るが如きは厳に戒められている。「重役にてよく人に思はれたきの念慮は私欲の第一に候、私の威をなし、私の恩をなすにて、不臣の第一に候」³⁰⁾と述べているごとくである。

用人、側役、小納戸、小姓など人君の側近に侍するものの心得は、領主の威をかりることのないように恭儉の心をつねに持ち、かつ人君の言行については教諭の誠を尽すこと、同僚、家中の士について不用意な人物評をしないよう心掛けることなどが要求されている。

また大目付、横目などの監察官の心得としては、正義、公平無私の徳が特に重んじられ、「正しきを本として、心はかりの如く平らかに、鏡の如く明らかなるべし」³¹⁾と教えている。

郡代など直接藩政が民衆におよぶところにいる民政官の心得は、「百姓を無智のものと

見、町人の利勘も知れたるものと思ふ心底にては、いづれもかれが術中にいりて欺かるべし」³³⁾と警告して、民衆に対して油断のない態度で接しなければ、かえつて軽侮を受けると述べている。民政官の最も本質的な職分は、貢租の徴収にあるが、これについては、「取箇の義は至極大切の事に候、下民は愚成るもの故、仁政とてめぐみ過候時は、あまへ候ていよいよ貧窮にせまり候、慈愛うすければ民心はなる、寛猛を以て臨機応変して、とかくいかさず殺さぬと申を、救民の法に垂給ふ、恵は怨の本と古人もいへり、不仁の仁といふあり、仁の不仁といふ事あり、能々可_レ尽_レ心事」³⁴⁾と述べて、まず貢租収奪の強化という支配者側の利益を図る立場に立脚することを要求し、つぎに民政執行の態度としては「寛猛」を使い分けて、民衆に不当な収奪を意識せしめないよう、且つその不当性に気づいても反抗することのないように配慮し、しかも徴収の基本的態度としては民衆を「いかさず殺さぬ」程度に搾取するということを説いている。ここに定信の説く臣僚像の階級的性格が露呈されているのである。なお民政官は、町人、農民からの収賄を禁じ、民情は上司に正確に報告するとともに、藩の施策が民情に適さない場合にはその旨を直言すべきことを諭している。

この外、守役、奥付、留守居役などについてもそれぞれ適切な心得を説いているが、ここでは略する。

以上は定信の臣僚観をその政治思想から考察したのであるが、つぎにこうした臣僚の養成について定信がどのように考えているかを見ることにしよう。

まず臣僚養成のために学問・教育の振興を力説する。ここから臣僚養成機関としての学校設立が提唱される。「其士を養ふには学校よりよきはなし。学校は三代聖人のたてはじめ給ふ所にして、歴代皆従ひ用ゐざるはなし。……是誠に教化のいづる所にして国政のもととする所なり」³⁵⁾ (政語) と述べている通りである。臣僚の特質が、知識、技能よりも、人格的要素を重視する点にある以上、その養成は、平生より学校において時間をかけて教育して行くことが必要ある。別註

別註「さればとて平生に士を養うの教化せざれば、事に臨んで賢才の人を求むとも、たとえば玉を磨かずして文采を求め、種をまかずして花実を求るが如し、其士を養ふには学校よりよきはなし (政語)³⁶⁾

このような目的によつて設立された学校でなされる教育は、道徳的人格の陶冶を目標とした教育であることは言うまでもない。従つて、その学校では書物の知識や作詩作文の能力を伸長させるような知識主義的な教育ではなく「只御旗本の面々に学文はよき物、聖人ののたまへる事は背かれぬと思せ込候様に仕候事に御座候」(栗山上書³⁷⁾)と言われるような実践的な道徳教育を中心とする。「教と申は外の事にては無御座候、御上へ忠義を奉存、親へ孝行仕、妻子兄弟睦じく、中間合は親しく、身持律義に為致候事に御座候」(同上)³⁸⁾ というように日常身近の道徳律を確実に実践し得るような人物を養成することを目的とするのである。しかし、道徳的人格の陶冶を目的とするといつても、それは忠誠、清廉、篤実の士ではあるが、固陋、浅見の小人物を形成することではない。危機的時局を克服するに足る有為の臣僚を作るには、広く社会の実際に通じ人情の機微に触れて、豊富な政治的

識見を涵養することが望ましい。「尤も人材を生育せんがために、学校をも設け、其才に応じて其芸をもすすめ、或は出府させ、又は遠国遊行させて、壺中の見をひろくさせなどするは、みなみな其才を養育するの道なり」(夜鶴筆叢)と述べているのは、こうした方法によつて政治的識見の豊かな臣僚の養成を意図していたことを窺うことが出来るのである。

また臣僚養成の教育は、個性伸長の教育方法を採用。前述の如く、臣僚は、その役職によつて要求される心得が異なるのであるから、適材適所に配置することが出来るように、画一的に人材を養成するよりも、個々の長所を伸長せしめた個性豊かな人材が望ましいのである。「只其人に応じてすてず、とり得をつかはさんとのみすることなり、尤も人材を生育するは人君の職なれども、此人此処は長なり、この処は短なり、その短を長くせんとするも心得たがひなり」(夜鶴筆叢)⁴⁰⁾と説いている如くである。

2. 学政改革と臣僚養成

前節において、改革の責任者たる松平定信の臣僚観について考察したが、寛政の幕政改革は、まさにこうした彼の政治的理想主義を振りかざして頽廢せる現実を浄化せんとした試みであつた。前述した如く、彼は現実の危機の原因を風俗の破れ—特に奢侈の風潮の著るしいこと—ととらえ、そこからあらゆる不正と頽廢が発するとする。この風俗の匡正には、まず幕政の執行者である幕府臣僚の姿勢を正すことから始められた。彼は積悪の不正臣僚を一掃し、忠諫清潔の士を賞するなど信賞必罰の態度を明らかにして官紀の肅清を図つた。さらに以下に述べる如き一連の学政改革によつて、現職の臣僚の再教育、臣僚養成機関の設立、役職任用のための資格審査試験の実施などを意図したのである。この節では、これらの学政改革の過程を臣僚養成の観点から考察するものである。

(A) 吏道の刷新と儒学の奨励

定信による幕政改革は、まず不正臣僚の肅清による吏道の刷新から着手された。田沼時代の専横と失政の責を負うて田沼意知が領地召上げ、蟄居の罪に服したのを始めとし、町奉行曲刈甲斐守の罷免、小普請入り、寄合赤井豊前守の知行半減、小普請入り、勘定組頭土山惣次郎の死罪、およびその一党の断罪などが定信の老中就任と同時にこなされた。さらに「学文の御用には一日も不_レ被_レ仰付」、ただ「目安だに読申候得ば、御用に相達相勤まり候と心得」⁴¹⁾ている(栗山上書)無能な儒者や武芸師範など20名は、「右忠孝文武之道多年無_レ怠慢_一、修行仕候得共、甚未熟に付、指南弟子取一切不_レ仕候」⁴²⁾という理由で罷免された。

不正臣僚の肅清が一段落するとともに、幕府役人に対して既往の罪は論じないが、今後は「心懸の善悪」⁴³⁾について厳罰で臨む旨を諭達した。このようにして、風俗匡正のために厳然たる態度を示して頽廢せる吏道の刷新を図るとともに、風俗教化の教令をししばし布達して、臣僚の奢侈や浮薄な風潮を戒めている。まず定信が老中に就任した前月たる天明7年6月には、早くも旗本、御家人に対して文武忠孝を心懸け、乱舞その他を程能き程度に留めるべき旨を達し、さらに8月には、「儉約の儀相用、賄賂筋一己の私打捨候て

潔白の道相磨」くべきことを達した。その後は、より詳細に「衣食住道具随分有合ひ、古く共見合無_レ構_レ可_レ用、新規之儀可_レ為_二無用_一候」、_レ「家中之衣服猶以被_レ用候程は可_レ用_レ之_レ」、_レ「家督嫁娶初一類贈答、只今迄の半分たるべき事」⁴⁴⁾などや祝儀不祝儀の贈答、上役や師範への付け届け、病氣や暑寒の見舞などの折の金品の贈答、など日常生活の全般に亘つて詳細に儉約の実施を達している⁴⁵⁾。寛政元年には、旗本御家人の頹廢の原因となつている経済的困窮を救うために幕府財政の中から金銀の貸付け、負債の利下げなどを決め、「此度格別に被仰出候上は、別て身持等相慎ミ、文武之道相励ミ、節儉之儀心掛、朋友親類等えも心付申談、子孫をも教訓いたし、永く家名を保ち、忠孝にかなひ候様に風儀を改め可申事」⁴⁷⁾と諭している。ついで寛政3年には、諸役人が徒らに外見にとられる弊風のある点を取りあげ、「弁口振廻形容之儀にのみ拘り、自然と実事薄く相成候類も有之哉に候間、此趣被相弁、実事相立候様教導之儀可被心掛事」⁴⁷⁾と戒めている。さらに「親類之内不宜もの候は_レ、成たけ異見を加、心添等を尽し候は勿論之事に候、近来右体之もの候へは、一二応異見を相加へ、取用候様にも不見時は、早速義絶儀を申立、深切を尽し候には不至哉にも相聞、いか_レの事にて候、義絶之儀は、誠に不得止事節は格別之儀、一体容易筋に候得ば、平生深切をも不尽、或は危難に臨み見捨候類之儀は、猶更有之間敷事にて候」⁴⁸⁾と諭して、武士の「家」を中心とした同族集団の精神的紐帯が弛んでいることを戒め、同族の間で風俗匡正のために互いに戒め合わねばならないとしている。

一方風俗匡正の根本的対策としては、儒学を振興して、正教の説く価値観を理解させる必要があると考えた定信は、積極的に儒学奨励に乗り出した。老中就任後程ない天明7年9月には、早速本多弾正少弼、松平越中守、阿部伊勢守ら立合で、「儒学講積之儀御改め」をなし、その折、「御上にも文道廢候儀甚なげかほしく思召させられ」ている故、「旗本其外下々軽きもの共迄、文道の儀こ_レろがけ候様被_レ為_二思召_一候」と達して、直参の好学を奨めている。さらに同年9月、聖堂が簡略ながら再建されたので、享保以来の聖堂での日講を再開し、「貴賤に限らず罷り越候様」⁵⁰⁾にと布達している。そして、その聖堂講積が、従来のように、「承候者も畢竟皆勤めの様に相心得、一役一人ヅ、罷出列座為_レ致候までにて、講積は何を申やら耳にも入らず、承りながら浮世の事考へ居申様」(栗山上書)⁵¹⁾なる講積では、「何の用にも」立たないので、講積を充実して所期の目的を果すためには、若年の林信敬のみでは不十分として、柴野栗山、岡田寒泉、尾藤二州らを聖堂付儒者に任じて聖堂での定日講積を命じたのである⁵²⁾。

以上のようにして、旗本、御家人らの風俗匡正を意図した改革は、定信の確固たる決意が世上に反映して、一応の成果を収め得たかに見えた。「しかりし後は、(風俗匡正の改革をなした後の意 筆者註)世の中俄に改りて、姦邪諂倭のやから次第に遠ざけられ、きのふまで惰弱遊樂にのみながれて、武家町人の別ちもなく見えし遊子少年、無_レ扱羸服短衣に様をかへ、心にも起らぬ学問武芸に往来する有様、腹をか_レへたることにて、にがにが敷振舞なり」(蛋の焼藻)⁵³⁾という記述に、当時の峻烈な改革にとまどう社会の姿がよく伝えられている。

(B) 役職任用制度と学問吟味・芸術見分

臣僚の腐敗、直参の頽廢の原因の一つとして、当時の人事行政の紊亂、渋滞がある。享保の改革によつて、直参の役職への任用については、役方、番方の惣領の中、行跡宜しく、諸芸出精のものを組頭より推薦させ、それらについて選抜考査して任用するという制度となり、その選抜考査は4・5年毎に行なわれることを慣例としていた。寛保年間までは、この慣例が守られていたのであるが、寛延以降、田沼父子の執政時代になると、これらの制度慣例が崩れ、選抜考査は10カ年余りも実施されないこともあつた。そして、漸く実施された選抜考査は、「古は何百人にもあれ、はじめ一統に若年寄衆御宅にて吟味ありて、よろしかるべきものを勝りて被_レ申上_レを（大抵六七十人）、其面々則御側衆取次衆にて、能々えらみて又すぐりぬきて、三四十人ばかり再吟味」（蠶の焼藻の記）⁵⁴ するという形式的なもので、「一度も見も逢も不_レ任もの五十人も百人も召集られ、只男振、立居、振舞、言語、応対の御見分御座候のみにて、外に何の御吟味も無_レ御座_レ候」（栗山上書）⁵⁵ という粗雑な選抜であり、実際には「親類書を出すまでの間、若年寄より初め、御取次衆用人には、内分筋にての賄賂を送ること夥敷ことにて」（蠶の焼藻の記）とあるように、賄賂の多寡によつて決められるという紊亂極まるものであつた。そのため、「行跡諸芸等宜聞へ有之者共も、御番入御沙汰にも不及候間、一同之励も薄く有_レ之」⁵⁷ というように、一般の直参の士の学問武芸への精進も実を結ばないで終わることが多く、また「年数勤に相成候父共も、重て之御撰迄は程隔候付、終には年数之本意達し兼」⁵⁸ ねることもあつた。すなわち、直参の士の正統的な任用、昇進の道はすべて鎖されたに等しい状態であつたのである。

また役職任用のため、組頭より候補者を推薦させる際に、御目見以下で知行高の低いものについては推薦しない傾向があり、人々もそのように理解して、小身者の多くは「出進之路塞り候心得ニ相成候而、おのづから文武之芸術平日之慎等不行届」⁵⁹ になるものもあつた実情である。以上は惣領の場合であるが、部屋住みの者の場合は、一層深刻であつた。享保、元文の頃には不定期に部屋住みの者の任用が実現されていたから、部屋住みの者と雖も、学問、芸術に精励することによつて栄達の道が開かれていたのであるが、それ以後になると、14～15年目にやつと任用があるという程度で、しかもその任用の人数も一定数に限られてしまつたので、「一度御番入に洩候節は、重て之御撰には多分之年数を隔、年齢もおくれ、又は芸術上達等之儀も不相頭」⁶⁰ という実情に合わないものになつてしまつたのである。

こうした実情であつたから、人事の逼息を打開し、無役の旗本・御家人に役職任用への希望を与え、埋れた有能の士を挙用することは改革の重要な目的の一つでもあつたのである。そこで、定信は、老中に就任した天明7年7月、ただちに学問指南または学問講釈をなし得る者や武芸の免許目録を持ち、指南の出来る者などの氏名を調査し、推薦することを命じて、人材挙用の際の考査の基礎資料とせんとしたのである。別註

別註 「文武之儀者、誰々も相嗜候事勿論之儀に候得共、別して当時其通出精師範等も致し候者は、其ものゝ名所、頭々、支配々々より書出し候様可_レ被_レ致候。

一学問致_レ指南_レ候程之者、且講釈等致し候程の者、并軍学天文学の類も右に准じ候之事

一武芸、弓馬、劍術、柔術、火術之類、当時別て出精致し候者、并免許目録を得指南等いた

し候ものゝ事、
右は学問武芸その師之名所、并流儀之名所、且其者の年齢居所等差出候様可被致候事……
……………」(天明大政録卷一)⁶¹⁾

ついで9月には、「暦学講釈之儀御改め」が実施された。これは、何の用にもたため儒者を廃し、儒学の心得のある直参、陪臣の中より有能の人を選んだ方がよいという栗山の意見に従ったもので、試験の後には「もつとも今日その方も学派吟味致し候上は、以来相励可致講述候、猶追て可申渡候間、其段可相心得旨」⁶²⁾と達しているように、人材挙用の意味をもつものであつた。

天明8年8月、「小普請ノ面々人品芸術可書出置旨達」を令して、栄進の望の全くなかつた小普請組といえども、当人の「身持人柄等宜、芸術等出精」⁶³⁾せるものは特に推薦するように達している。翌寛政元年にも「小普請ノ者修身嗜芸ニ依り格式擢用ノ儀達」を令している。

また同年には、従来の紊乱した人事行政を改め、「以来は父之年数又は其身之芸術吟味之上、追々程不遠様可被召出旨之御沙汰に候間、一統行跡相慎、芸術等出精候様為致可申候」⁶⁴⁾という布令を出して、無役の旗本、御家人に任用への機会を多く与えることになつた。

そして反面、従来は父の年功のあるものや世襲的に芸術を以て仕えているものの子弟は無条件で召出されたのであるが、これを改めて、「行跡等不宜か又不東之儀有之」ときは任用を見合せることにした。また父の年功によるものや学問、芸術によるもので部屋住みの者についても、寛政5年より5カ年目に考査することに定めた。⁶⁵⁾このようにして、封建社会の特質であつた家柄による役職の世襲的任用という慣行が次第に否定されて、個々の人物の学問、芸術の教養および勤務年数などが役職任用の際の基礎条件となるようになった。ここに臣僚制の発展にとまなう任用制度の変化が見られるのである。

役職への任用は、組頭が支配する組内から、有能なるものを書出した(推薦)ものから選抜するのが通例であるが、この場合、組頭の中に「一己之功に拘り、或は支配中之事のみ心得候面々」があつた場合や⁶⁶⁾「五十人も百人も」召集して、外見を見るだけの形式的な人物試験をやるような場合⁶⁷⁾には、やはり正しい人材挙用が行なれ難い訳である。それゆえに、一方では、組頭など推薦者には、「宜き御人隠れ不申、其役々に備、并御目がね違不相成様被心掛、善悪進退其程にあたり候得は、風俗之為にも相成、御政事専一之事にて候儀を能々相弁、心之及候程精を入、相撰可被申事」⁶⁸⁾と達して、私欲や情実にとらわれない公平な推薦をすることを要望しながら、他方では、推薦制度の欠陥を補い、より客観的な選抜をするために、資格認定の試験制度を採用することにした。これが「学問吟味」・「芸術見分」などであつて、儒者や武芸指南者などの専門家が臨席して、儒学や武芸の習得程度を判定して合否を定めるのである。別註

別註 武芸見分の場合には、時として将軍が臨席する場合がある。(寛政4年、寛政10年など)
学問吟味、芸術見分を願うものは、つぎのような書式で、履歴、免許受けし書名、芸術名、学問流儀、芸術流儀、師匠氏名などを書いて提出する。

学問吟味の場合

御役名か
 何御番何之誰組か
 小普請何之誰^{支配}か_組
 亥何月

何之誰
 亥何才

何役
 何之誰家来か
 何役か
 浪人か

何才か
 何流か

一 学問

何之誰門人

但、聖堂出席之者は、師範之姓名被書出不及候、尤其段可被書出候

何役 惣領か

何之誰 二男か

三男か

厄介は何之続か

何之誰

亥何才

一 経書

何 兼々心掛罷在候

一 歴史

何 兼々心掛罷在候

一 経済之書

何 兼々心掛罷在候

一 講釈不仕候か

何之何巻 仕候か
 何書一部

一 作文 仕候か 不仕候か

右何年門仕候、何入年稽古仕、尤当時指南之有無、且師範之者致断絶候か、又は病死致候跡門人^{誰か}_誰 相続、当時何方ニ指南仕罷在候、

右之通御座候以上

御役名か

何御役何之誰組

小普請何之誰支配か
組か

亥何才

何之誰

亥何才⁶⁹⁾

芸術見分の場合

高何程

何御役

御足高御役料

御役扶持之訳

何之誰

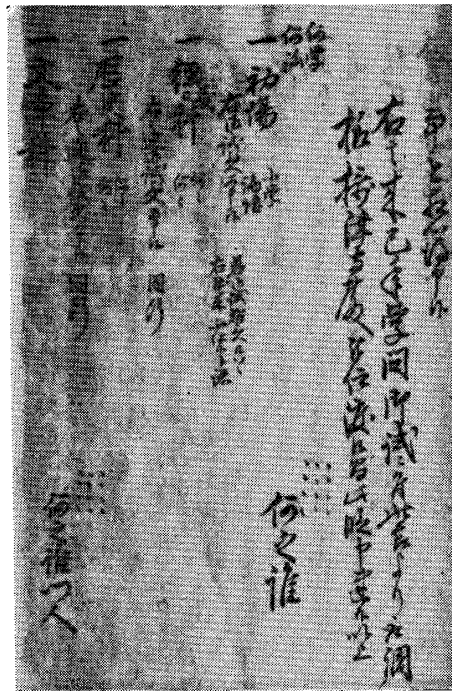
- 一 小普請并従部屋住，何年何月御番入被仰付，当御役迄御役替之訳，当戌年迄都合布衣以上御役何年相勤候年数之訳

何之誰養子総領
実子総領

何之誰

戌何歳

- 一 何年何月幾日，誰殿江御番入願書付差出候訳
- 一 芸術流儀并師匠之姓名，何勤或は浪人歟之訳，芸術之内何之芸御見分請可申候
- 一 父二十年以上勤之悴，諸芸御見分は無之，一同御達有之候，尤芸術書之内，免許并其流儀極候類は，其芸術も別段御見分有之候事 註70



「公記私記」(寛政八年) 三一才

儒学の吟味は、寛政4年9月に「学問吟味」、寛政5年7月に「素読吟味」の制度を設けたに始まる。「学問吟味」は、御目見以上、以下の旗本御家人の中、15才以上の者に対する学術試験で、試験官（典考）は、林信敬（大学頭）、柴野栗山、岡田寒泉、尾藤二州（いずれも聖堂付儒者）らであつて、経義、史学、詩格、作文の科中より自由選択した科につき受験させ、合否を決定し、合格者には賞品を与えた。第2回は寛政6年に実施され、それ以後は3年に1度試験が行なわれることになつてた。別註

別註 後にこの本試の前に、予備試験を行ない、その合格者に本試を受けさせるようになった。試験科目や教育内容も、寛政6年2月制定のものでは

一初場（予備試験）論語（朱註）小学（朱註）

一本試（本試験）

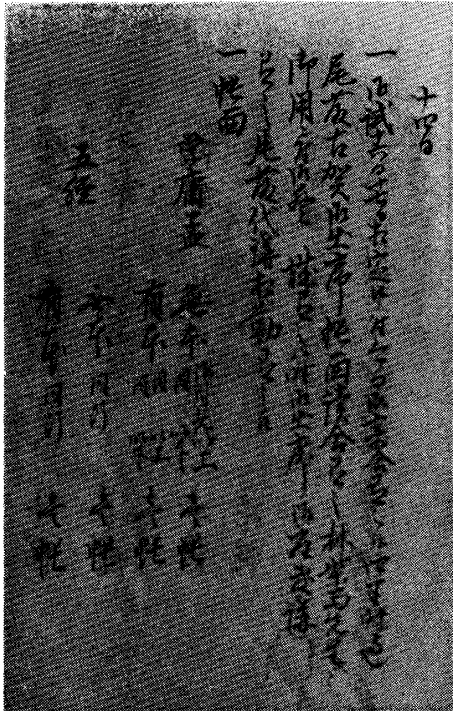
経義 大学、中庸、孟子（三部で一通）易、書、詩、春秋、三礼（この五部は、一部一通）各部それぞれ三道ずつ試みる。

歴史 左伝、史記（二部で一通）、両漢書（二部で一通）通鑑綱目（一部で一通）毎通それぞれ二道ずつ試みる。

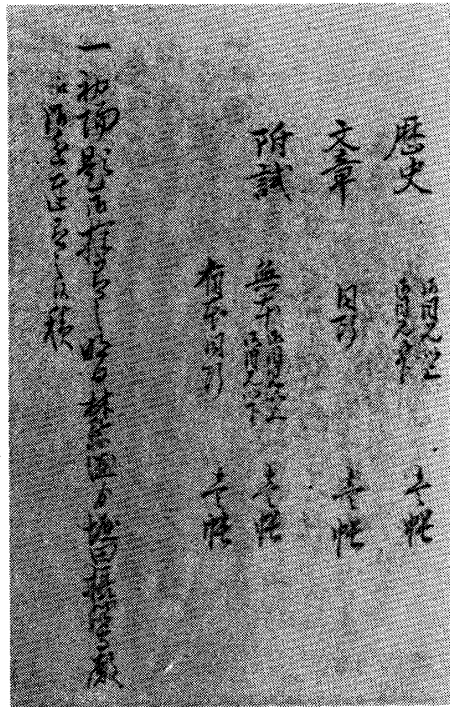
作文（記事二題）その一題は対訳史論で、他は復文である。

「素読吟味」は、15才未満の直参の子弟のために行なうもので「童科」とも称される。試験科目は、11才以上は四書五経、8才以上は「小学」から出題され、7才以下のものについては、各自の学んだものについて試みた。同9年11月には、「句読科」と改められ、受験年齢も17才から19才までに引き上げられた。

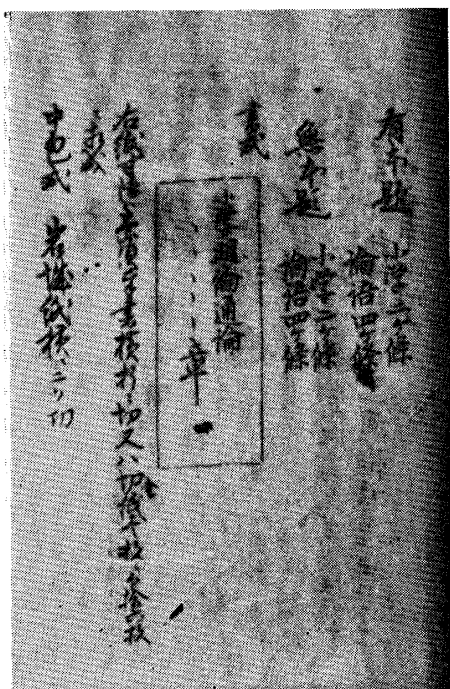
学問吟味の記録



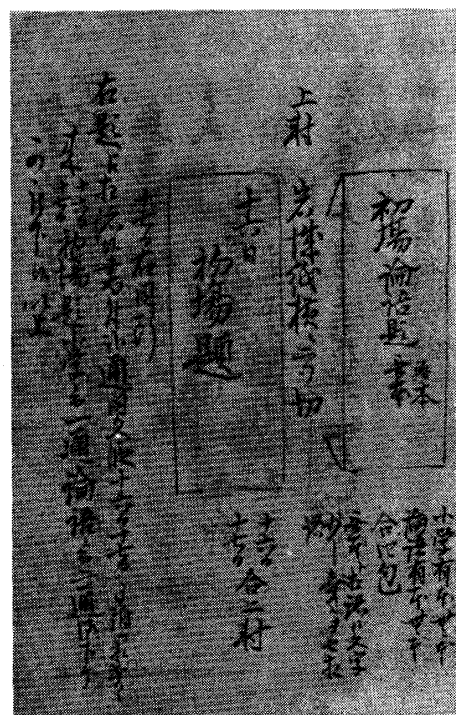
「学問御試私記」 八ウ



「学問御試私記」 八オ



「学問御試私記」 九ウ



「学問御試私記」 九オ

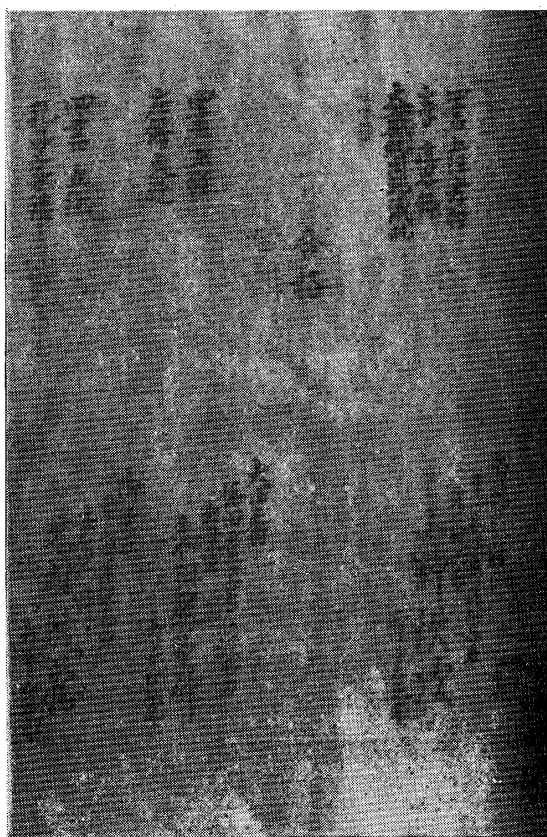
いま昌平志の記述によつて、学問吟味、素読吟味の応募者数、合格者数を表にすればつぎのようである⁷¹⁾。

学問吟味

回数	試験期日	応募者数	及第者数	試験官
1回	寛政4年9月	280	—	林 信敬 岡田 寒泉 柴野 栗山 尾藤 二州
2回	寛政6年2月	237	19	林 衡 岡田 寒泉 柴野 栗山
3回	寛政9年2月	249	23	林 衡 尾藤 二州 柴野 栗山 古賀 精里

素読吟味

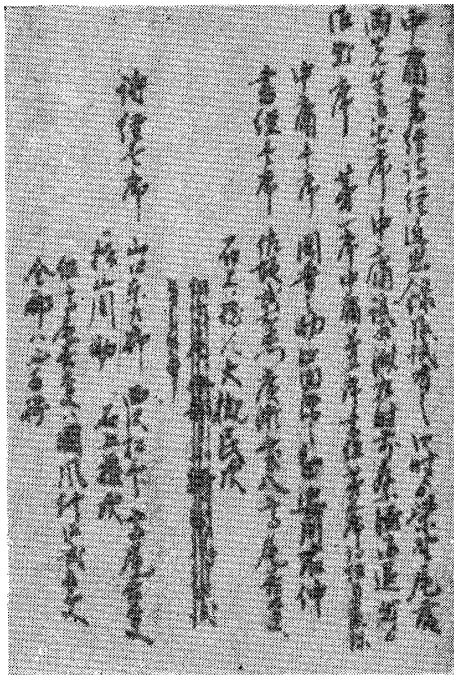
回数	試験期日	応募者数	及第者数	試験官
1回	寛政5年11月	—	6	林 衡 柴野 栗山 岡田 寒泉 尾藤 二州
2回	寛政7年10月	—	15	
3回	寛政8年10月	—	出合格 7 17	山上桐原, 寒泉の代りとなる
4回	寛政9年11月	—	出合格 8 15	同上



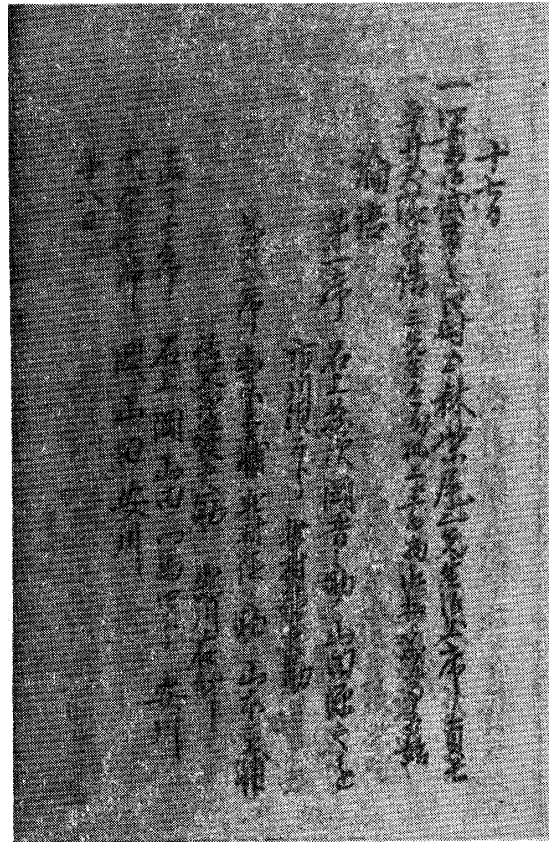
素読吟味の記録

「素読御吟味私記」 十四オ

以上は「学問吟味」「素読吟味」「芸術見分」などについて考察したのであるが、この試験の受験資格は直参御目見以上、以下の者の当人および総領、部屋住みのものであるが、これらは、自由に受験し得たというのではなく、組頭の推薦によつて初めて受験し得るのである。さらに合格者が任用される場合には、若年寄に面会してそこで人物考査を経なければならなかつた。その意味では、これらは任用試験ではなく、任用に関する資格認定試験の性格をもつものであつた。これらが近代的な官僚任用試験のように、そのまま任用試験になり得なかつたのは、やはり人事行政は、組頭からの推薦という封建的な人事行政の方法を第一義的に考えていることによるが、また臣僚が、封建的な家臣として、単なる知識技能の優秀さよりも、人格的価値——忠誠、質実、廉恥など——を要求されていたこと、また任用試験を実施するとすれば、役職の数が限定されていて、合格者全員を任用することが難かしいなどの理由によるものであつて、ここにも封建的な臣僚制の特質があらわれているのである。そのために、役職の任用について、封建社会本来の慣行である世襲的階級的な任用が臣僚制の発展を妨げ、臣僚の腐敗を導き、それが政治的危機を招いたものであることを認めながら、その改革では、封建的な任用の慣行の欠点を補正するに留まり、同じく学術試験を課しながら、それを任用試験にまでなし得なかつたのである。



「公事私記」(寛政八年) 十八才



「公事私記」(寛政八年) 十七ウ

(C) 異学の禁

有名なる異学の禁は、まず寛政2年5月、林大学頭に対して林家の学問・教育は、今後朱子学を以てなすべきことを令したものである。別註

別註 「朱学之儀者、慶長以来御代々御信用之御事にて、己に其方家代々右学風維持の事被仰付置候得者、無油断正学相励、門人共取立可申筈ニ候、然処近来世上種々新規之説をなし、異学流行風俗を破候類有之、全く正学衰微之故ニ候哉、甚不相濟事ニ而候、其方門人共之内にも右体學術純正ならざるもの折節者有之様にも相聞、如何に候、此度聖堂御取締厳重に被仰付、柴野彦助、岡田清助儀も右御用被仰付候事ニ候得者、能々此旨申談、急度門人共異学相禁し、猶又不限自門他門に申合、正学致講窮、人才取立候様相心掛可申候事」⁷⁸⁾

さらに寛政7年には、定信隠退後であつたが、彼の意志を継いだ老中松平信明が、尾藤二州、柴野栗山らの主張を容れて天下一統に対して、朱子学を主とすることを布令したのである。

この異学の禁が、結果において、学問・思想の統制という性格を持つものであつたことは、すでに定説のあるところであるが、これが臣僚養成との関連については、あまり触れられていないので、この点に関して考察して見よう。

「又学文の流義は何にてもよく候、何の流義もよき事あり、又あしき事あり候、ただその人により候事故、流義せんさくはすべからざることなり……(中略)……もと学文は聖人をまなぶ事にて、何の流と申事は決して無之事なり」(修身録)⁷⁹⁾と述べて学問に対して

広い理解を持っていたと思われる定信が、「偏窟におちいり理が過申」⁷⁴⁾と批判したところの朱子学を正学として認め、さらに彼の思想に近いと見られていた異学を禁じたのは、どのように理解すべきであろうか。

この定信の異学の禁に対する態度を理解するために、異学派の異学の禁に対する批判を手掛りにして考察して見よう。

異学派の批判の論点は要約してつぎの三点である。

- 1) 朱子学を正学としたために、異学がそれに対する邪学となることの不当および朱子学が正学とされる根拠が薄弱であるとするもの
- 2) 幕政改革の中の一環として、臣僚養成のための教育体制の整備をするという意図を認めた上で、そのためには、学派的差別をするよりも、諸学派の併立を認める方が効果的であるとするもの
- 3) 朱子学を正学として認めているが、その認められた朱子学は、実際には「慶長以来御信用」の林家の学問ではなくて、それとは異質的な山崎闇斎派の学問である点。(なおこの点では、林家も同様の批判をもっている。林大学頭信敬申上書参照)

第一の正邪の論および朱子学の正学としての妥当性の問題は思想史上から異学の禁をとりあげた場合の中心問題であるが、ここでは臣僚養成との関連を考察する範囲で考えよう。まず、これは正学とする評価の基準をどこに置くかによつて論議の岐れるところであり、「聖人の道は人倫日用の間の道にして、高遠奇妙なる事は少しもなきものなり、人の外に道なく、道の外に人なし、人倫を外にして道を談するものは、異端邪説にして聖人の道にあらず」(灯前漫筆)⁷⁵⁾というように、倫理性道徳性をもつて正学の基準とする立場(松平定信)と「先王の道は天下を安んずるの道なり。その道多端なりと雖も、要は天下を安んずるに帰す」(弁道)⁷⁶⁾という政治性をもつて正学の基準とする立場(徂徠学)とでは全く対照的であつて、是非を決し得ないものである。ただ「国を治むる人の、がくもんし給はんとならば、をさまれる世には、宋学のかた、物どほけれど、全くてそこひなし。近き世の古文辞家の学問は、ようせずば、いみしきあやまちを引いづべし」(玉かつま)⁷⁷⁾と指摘されるように、政治の立場、教育の立場からは、正邪ではなくして、適不適の判断は容易である。その末流に至つては、「其徒ハ茶酒遊蕩ヲ事業トナシ、書画器玩ヲ玩弄シ。貴遊子弟、豪富ノ少年ヲ鈎引シテ。風流淫靡ニ趣カシム。法ガ為ニ身ヲ破リ家ヲ亡フ者少カラス。故ニ世ノ篤実儉朴ノ人ハ。今ノ儒生ヲ悪ム事。博徒幫間ナドニ同フス」(梧窓漫筆下)⁷⁸⁾と世人のひんしゆくを買つた古学派の不適合性は明らかであつた。それ故に、老中として政治の立場から学問や教育を考えることになつた定信は、個人的には「学文の流儀は何にてもよい」と考える事柄であつても、改革の施策としては、当然朱子学を正学とすべきなのである。彼は、正学の根拠として、家康以来特に朱子学を尊重して来たという歴史的事実別註1)や古来、中国や日本の多数の優れた儒者によつて尊崇されて来た事実別註2)を挙げている。しかし、これらは前述の政治の立場からの判断から来る理由に比すると、はるかに弱いもので、いずれも異学の禁についての公式的な口実に過ぎないものである。

別註1「みだれたる世の、いまだをさまらざるうちにはや御神(家康)のかかる事をはからせ給ひければ、道春といふ人をあげ給いて、代々の学のみあてしるしをたて置き給ひにければ、藤樹、

事実、聖堂付き儒者として登用された栗山、寒泉、二州、精里のうち、栗山は、林門の出であるが、寒泉は村土玉水（稲葉迂齋門人）の門人、二州は西依成齋、蟹養齋の門人、精里は西依成齋の門人というように、いずれも山崎闇齋の学流にあり、また素読吟味に使用した書物も、『小学』は山崎点、四書五程は後藤点に決まっていた。このように、聖堂の朱子学が、かなり崎門派の学問的傾向を帯びたものであつたことは否めないところであるが、問題は林家に人材がなかつたとはいえ、なぜに定信がこうした学派の儒者を重用したかという点である。彼が闇齋学を家学とする白河藩の出であること、また性格が「天下敵威の君」⁶³⁾と評されるように闇齋学の倫理的厳粛主義に適合する素地のあつたことなども、彼と闇齋学との親近性を示すものであろうが、その最も大きな理由は、闇齋学が定信の目的とする臣僚養成を担当するに最もふさわしい学問と考えられたゆえであろう。すなわち、臣僚は前述したごとく、実質的な幕・藩政の担当者であるが、それはあくまでも人君の治政の補佐としての意味であつて、自らは政治的価値を創造する行為に出ることは人君の職分を侵すものとして許されない。つまり、臣僚は、労は自らが負い、功を人君に帰するという、徹頭徹尾人君のためにある存在でなければならないのである。こうした人君に対する絶対的恭順を第一の倫理とする臣僚養成の立場から考えた場合、倫理的厳粛主義を説く闇齋学こそ教学として最もふさわしいものであつたのである。云うまでもなく闇齋学は近世初頭の幕藩体制の確立期において、よく封建権力の期待に応じて近世的家臣団の成立にふさわしい近世的武士像の確立という役割を演じたのであるが、この近世的武士像こそ、近世初頭への復古を標榜してなされる新しい臣僚養成の理想像でもあつたのである。

異学の禁が臣僚養成の上で大きな関係を有するのは、学問吟味、素読吟味の際においてである。「有_レ異学唱_二新奇説_一者_上、輒痛排_二抑_一之_レ」(昌平志卷二)⁶⁴⁾とあるように、経義は朱子学一特に闇齋学的一の註解によらなければ合格とされなかつたのであり、異学派の儒者に学んだものは受験資格を認めない場合もあつた。別註

別註 寛政5年には豊島豊州、山本北山ら（ともに折衷学派）の門人が受験することを拒否され、寛政6年には、心学者中沢道二の門人が初場に及第しながら、本試への受験資格をとり消されている。

寛政5年の冢田大峯の上書には、この点に論及してその不当を鳴らし、「右に付、私門下の御目見以上の衆に四五輩も、先日以来聖堂へ面談に罷出候者有_レ之候処、御儒者衆被_二申聞_一候には、朱子集註の外は御取用無_二御座_一候由に而、各覚悟相違仕候衆中も多く有_レ之候由承知仕候。……」⁶⁵⁾と述べている。このように、異学の禁が学問吟味、素読吟味の試験内容を規定するようになると旗本御家人の多くは当然朱子学を学ぶことになり、当時、江戸市中に多数繁昌していた異学派の私塾は大打撃を蒙り、俄かに凋落して行つたのである。かくて、大峯の願書に見られる異学派の希望一すなわち異学派の儒者もまた臣僚養成の教育を担当するということが不可能となり、当時の儒者の社会的存在理由の大半を占める臣僚養成教育の主導権は、見事に朱子学派の手中に帰したのである。

(D) 昌平坂学問所の成立

寛政期の学政改革は、寛政9年12月の昌平坂学問所の成立をもつて頂点に達する。元

来、衰微した聖堂を改革し、直参のための学問所を設立することは、定信が学政改革に着手した最初から予定されていた構想である。

「学問と申ものは、とかく無い之では、行々政事にとりても大に大に差支へ、かの面牆とおもてへかきを結びたるやうに、行先もよそもみえぬやうになる事也。第一学校学風あしければ政事の害をなし、よければそれより国家もよく治り候て、人材も次第にいで候」(夜鶴筆叢)⁶⁶⁾と述べているように、彼は、前々より学校の設立が治政上必要であるという考えを抱懐していたのである。しかし、当時林家に人材がないので、まず衰微の極にあつた聖堂講積を充実するために栗山、寒泉、二州、精里らを聖堂付儒者に任命し、聖堂の復興と学政改革について画策せしめた。このうち、栗山を除くものは、いずれも林門には直接関係のないものであつたが、これらが幕府によつて任命されたところに従来林家の家塾と考えられていた聖堂に対する幕府の聖堂観の変化を読みとることが出来る。寛政3年には、定信は同役鳥居忠意らとともに聖堂を巡見して、興学の議を決め、財政窮乏の中から敢て元禄宝永時に劣らぬ規模の学問所の再建に着手したのである。

また同年3月には、従来林家に付していた学糧95人扶持を100人扶持に増加したが、これは、享保以来のお座敷講積(臣僚の現職教育)の充実を図る費用にあて、その運営には、林大学頭の外に栗山、寒泉の兩名を参与させている。そして、旧来の林家の家塾の塾糧には30人扶持を与えてこれを林家に一任した。この処置によつて、従来経済的に林家の家塾として取り扱われて来た聖堂が、林家から分離して幕府直轄となり、その運営が幕府任命の聖堂付儒者の手でなされることとなつたのである。

寛政5年、幕府は病死した林信敬の後を岩村藩主松平乗蘊の子衡に継がしめ、大学頭に任じた。この年、聖堂の学規、職掌規程が定められ、ここに漸く聖堂が家塾的形態を脱して学校にふさわしい組織と内容を具備するに至つたのである。別註

別註 聖堂の職制は、員長2名、司講定員なし、司監定員2名(撰司儀)、司計、司籍、司漏、司記、司賓に分れている。

寛政10年2月、「今度聖堂御主法被相改、御目見以上、以下之子弟御教育可有之ため、学問所夫々御取建被仰付候間、寄宿候とも、又は通候て学候とも、勝手次第可有修行候」⁶⁷⁾と布達して学問所が直参に対する学校としての性格を持つことを明らかにした。別註

別註 石川謙氏「学校史の研究」199頁では、この布令は、東京府教育沿革(7分冊80頁)より引用されているが、それには「御目見以上以下の子弟、御教育これあるべき学問所」とあり、御触書天保集成の「御教育可有之ため」とは違つて読まれている。

以上の学問所成立までの過程を見ると、そこには、従来の林家の家塾たる聖堂を幕府直轄の学問所へと改革して行こうとする幕府当局の意図を知ることが出来るのである。

昌平坂学問所の教育的機能は、大別すると青少年の教育と成人向けの公開講積の二つであり、前者は幼童に素読を授ける授読所と学問の志の深いものに儒学を教授し、研究させる稽古所とがあつて、ともに長期間の持続的な教育をなしたものである。後者は成人の旗本・御家人を対象した御座敷講積と百姓・町人など庶人向けの仰高門東舎の日講とがあり、

後者は、庶民教化の意味を持っていた。臣僚養成の教育としては、御座敷講釈が現職の臣僚の教育に相当し、授読所、稽古所での教育は未来の臣僚を養成する教育であるといえよう。

また生徒の勉学の便を考えて、通学、寄宿のいずれをとることも任意としたが、寄宿生の定員は30名（御目見以上20名、御目見以下10名）であり、入寮資格には御目見以上の場合は四書・五経の素読をおえた者、御目見以下ならば、その上に四書の講義をおえた者という条件があつた。寄宿生には「一切御手当、御扶持を以て取計らひ遣はし申すべき」（学規“聖堂御改正教育仕方に付申上候書付”）⁸⁸⁾ことになっており、教育上も、学問吟味を受ける準備や手続きなどについても指導をすることになっていた。この意味において、寄宿生は、生徒の中でも学業の優秀なものでなければなれなかつたし、事実優秀なものが揃っていたようである。

寄宿寮は、最初直参の子弟のためにできたものであるが、その翌年（享和元年）には、林述斎、古賀精里、尾藤二州の連署で「学問所書生寮増之儀申上候書付」を幕府当局に提出し、「陪臣・浪人の遊学人ども」の入寮を建議した。すなわち、「学問所御主法替へ後は、惣体、御家人の教育第一に仕り候に付、前々の如く陪臣・浪人等は差し置かざる心得に候へ共・（中略）・御主法替へ前は陪臣・浪人ども御扶持さへ下され候儀、当時は全く厚志の者ども自分まかなひにて入寮仕り候へば、まかり在り候場所ばかりは何卒御取建て下され度き事やに存じ奉り候。」⁸⁹⁾と述べて、陪臣・浪人らの自費寄宿を願い出たのである。この結果、書生寮が公設され、寄宿寮のための130人扶持の育英資糧の内から、30人扶持を書生寮の費用にあてた。このようにして、昌平坂学問所は、単に直参の教育ばかりではなく、全国の学問研究者が寄宿して儒学の攻究をする一大学府となる基礎をつくって行つたのであり、また、それが、現実的には諸藩の藩校教官の養成ということになって結果したのである。

3. 臣僚養成の問題点

前節までに、定信が幕政改革の一環として臣僚養成の問題をとりあげ、吏道の肅正、風俗匡正、役職任用制度の改善、任用資格試験の意味をもつ学問吟味、芸術見分の実施、任用資格試験の内容を規制する意味をもつた異学の禁、臣僚養成機関たる昌平坂学問所の成立、などの諸施策を実施して来たことを考察したが、本節ではその学政改革がなされた結果について考察して見よう。

定信による風俗匡正・学問奨励の諸施策の影響は、さすがに頽廃を極めた旗本・御家人も、「以前学問仕候ものに稀に御座候処、各書物を手に取ざるものは少き様に相成、文武の業大切の意と存候儀、越中守大切にて御座候」⁹⁰⁾といわれるように、一応の成果を挙げ、彼らは勿論世の軽佻浮薄な風潮はひとまず影を潜めた。しかし、一方では、その改革が性急に過ぎ苛酷に失したものであつたから、表面的には匡正されたかに見えた弊風も、識者の目より見れば「元来半ばに過て心にも起らぬ修行なれば、時移り事去ては、頓て怠り侍るべきは、目の前に云ずして明らかなり」（蟹の焼藻の記）⁹¹⁾というように、一時の皮相な流

行的現象と映じていた。果して寛政5年、定信が老中職を退くや、世情は再び反転した。「定信朝臣天下を補佐せられてより、選挙賢愚によりて親疎貴賤を分たず、菟蕪の者も往、雉兔の者もゆく、定信朝臣退職ありてより、人情忽戻りて、選挙賢愚を選ばず、親疎各別に分れて、菟蕪の者も往、雉兔の者もゆく。嗚呼何ぞや。」(蜚の焼藻の記)⁹²⁾と痛憤しているように、定信が改革の中心に据えた、臣僚を「賢愚によりて」選挙する役職任用制度は、数年を経ずして脆くも崩れ去つたのである。かくて役職任用は再び情実と賄賂によつて左右されることになつたのであるが、しかし、頽廢した人事行政を改善するために採用せられた筈の公平且つ合理的なることを標榜する新しい役職任用制度が、このように忽ち否定されて、また改革以前の状態に近いものとなつてしまつたのはなぜであろうか。この原因を考えるに、第一に指摘し得るのは、任用の基礎となつた学問吟味、芸術見分に問題があつたことである。すなわち、学問吟味については、「右聖堂に於て面談の御様子に而は、先達而御申聞の御書付と相違仕候様にも奉_レ存候而、従来学問篤志の輩も、聖堂へ御吟味に罷出候事、猶予仕候様に相聞へ、且又罷出候而も、人々の器量だけの処は御吟味無_レ御座_レ、唯集註の趣を弁書仕候所計を御吟味御座候而は、惣而学才の高下短長、相分り申間敷御義歟と奉_レ存候」(冢田大峯上書)⁹³⁾とか、または、「試学の評決は儒家へ被_レ仰渡_レて、大学頭より以下柴野彦助(其年、京都に登り居たり)岡田清助、尾藤良佐等、聖堂に於て諸士の素読講釈を試みたり。されど儒家にては人物人がらはいかにもあれ、其日に当りて講釈弁書の聖教に的当したるならでは上科とせず」(蜚の焼藻の記)⁹⁴⁾というように、ただ朱子学的註解をどれだけ学んだかを試みるに過ぎないものであつた点、また芸術見分の場合も、「差たる芸術にも無之者」⁹⁵⁾を書き加えたり、「稽古年数纒にて、免許或は皆伝など_レ書出し、……(中略)……書出に付て伝授之ケ条多く致度、強て申込、師範之者も無余義其伝を免」⁹⁶⁾すような実情であつた点などが指摘されるのである。そのため、学問吟味や芸術見分などに合格した人物でも、必ずしも知識・技能の優れた者という訳にはいかなかつたのであり、いわんや、人格的な点については、むしろ非難されるべきような人物である場合もあつた。別註

別註 「其後儒家より申上たる上科のものに、御褒美あるに至りて。岡田与四郎(御書院番)が名も加りたる間、彼は世上にて、人も知たる放蕩なり、何程儒家より申上るとも、心得すべきことなりとて、矢部彦五郎(于_レ時御目付、後駿河守)が内々正敦朝臣に申て、品は給はらで、且御褒詞のみ被_レ仰渡_レて事済たりしに、四、五日ありて、岡田がかねがね放蕩なる上に、差当りて又仕出したる不埒のこと有て、不相応小普請に被_レ入旨被_レ仰渡_レたり。」(蜚の焼藻の記)⁹⁷⁾

とくに学問吟味は、口頭試験の要素もあるので、学識よりも口舌の才の豊かなものが合格するという場合も多かつた。「されば血氣放蕩のやからは、不敵なる根情にまかせて、きのふまで浄瑠璃三味線に心耳をこらしたる者が、四五十日が内に、そこら講釈を聞覚え、試学に出るやから多し。殊に去心より能キ師の云事を聞覚え、一字一句も違へず聞とりて云ゆへに、儒家の評にはいつも上科にあたれり」(蜚の焼藻の記)⁹⁸⁾と述べているのは、よくその実情を示したものと見えよう。このように、学問吟味、芸術見分が、いずれ

も知識・技能の正当な評価とならず、また人格的要素を欠くことなどの点より、これらに合格して役職に推薦されたものと組頭より平素の人物、行跡を見定めて推薦されたものとの間に喰い違いが出来、試験の合格者が組頭の推薦に洩れ、組頭の推薦した者は、試験に合格しないという場合がしばしばであつた。その結果は、「ゆゑに選挙の評紛々として不決、終に其年は事不決して暮ぬ」(蟄の焼藻の記)⁹⁹⁾というように、人事行政の渋滞をもたらすに至つたのである。そして、ここから、学問・武芸の優れたものを優先するか、人望のあるものを優先するかという人材選挙の根本的な基準について二つの考え方の対立が露呈されて来たのである。しかし、前述の臣僚の特質から考えても、知識・技能よりも、人格的要素を重視することは当然であるから、やがて、「一組支配の者学問芸術有之者は勿論、たとへ学問芸術左迄無之候共、一体御用に可_レ用者能々可_レ被_レ見立_レ候、且又人品の得失、老若之差別を弁へ、一得一失猥に取捨すべからざる事肝要に候」(「浅策雑収」下点は筆者による)¹⁰⁰⁾とあるように、学問、武芸の優秀性よりも、人格の優れていることを基準として選抜するようになって行つたのである。

学問・武芸の修業が、役職の任用にそれほどの効果を挙げないということになると、「さらでだに当時の敕令によりて、心よりもおこらぬ武芸学文をするやからが、当然学問・武芸の修業をおろそかにするようになって行くのは当然であつた。「一聖堂御造立諸向支配頭より多く聴衆を差出し催促仕候へ共、元自身より起り候ものは少く候間次第に減じ、近頃殊の外聴衆少く成候に付、小普請諸支配猶亦催促、十九日逢対を休み聖堂へ出し候支配も有_レ之、不所存なる儀に御座候、何の為人家を取払ひ往還の道路を曲、大造の御手伝をかけ候哉、其詮一向見へ不_レ申と申さざるものは無_レ之候」¹⁰¹⁾という上書には、聖堂への出席者が少くなつたことに対する当局の焦慮と世人の批判をよく窺うことが出来るのである。

以上の経緯より、定信の構想した臣僚養成の諸施策は悉く水泡に帰した訳であるが、これは彼の描いた理想的臣僚像そのものが、その本質においては、封建社会における家臣として領主に対して全人的な忠誠＝恭順の従属関係を堅持しながら、反面において、それとは対照的な人間像である政治的行政的な知識・才能に優れた有能なる臣僚を要求するという矛盾的なものを持つていたことに起因するものといえよう。さらに、臣僚の選抜の基準を学問吟味や芸術見分という知識・技能の面から客観的にとらえようとしたことも、それが、そのものとしては従来の恣意的な選抜に比すれば、はるかに改善されたものでありながら、忠誠・儉約・剛健などを人格の中心に据えようとする考え方とは明らかに異質的対照的なものであつたということである。

このようにして、定信の学政改革を通して臣僚養成を充実せんとする意図は、それ自身のもつ矛盾によつて挫折した訳であるが、この定信の意図は、その後の諸藩の改革や天保期の幕政改革などに、より明確な形をとつて再びあらわれて来るのである。

たとえば、会津藩では、文化年間・家督相続の際に・つぎの文武の基準に達しないものを小普請組に入れることを定めている。

新番組々外之士以上

学問 講釈所下等生以上 兵学 出師免許以上
 筆道 上等以上 神道 講談免許以上
 礼式 九等以上業秀候者 和学 得業生
 算術 九章卒業生以上 弓術
 馬術 槍術
 刀術 鉄砲
 柔術

右弓術以下之内試業之上 極 或は極に準候席へ進候者¹⁰²⁾

また、佐倉藩では、藩校温故堂の試験制度が整備されており、それが人材選挙の制度と密接に関連せしめられている。すなわち、

試験は、小試と大試に分れ、小試は初学庸才のために行なうもので、素読式、講義試式、内試式の三種に分れている。

}	小 試	素読式	15才—24才	四書五経 四書 五経	10年に10回	四書	{甲科 乙科
		講義試式	15才—19才	小学および四書五経		五経	{甲科 乙科 丙科
		内試式	正授読				

大試 學術の優れた者 経史文 科科科 } を初等二等に分ける 6年に1回

人材選挙の制度は、藩校の肝煎、目付、教授、付教、都講、正授読、両塾長、師範、員長、文武芸術引立世話役、大寄合子弟世話引受、小寄合子弟世話引受、組外以上子弟世話引受などの役職にあるものが、各自の持場所の学生について推薦するもので、その大多数が藩校関係者である点に注目されるのである。¹⁰³⁾

また福山藩における役職任用に関する試験は、つぎのように定められている。「御城代始給人迄十七ニ相成被召出方并其後 12 石被下方等ノ定¹⁰⁴⁾

表方	文武	初段 (または武初段 文2段)	当主 歩引、春御番勤 部屋住 各12石 2人扶持召出し 3石歩引
勝手方	算 文武の内	2段 初段 (または算初段 文武の内2段)	被召出後、 文武の内、一方3段に不至者は、当主は歩引用捨なし 部屋住は4カ年目12石 2石歩引
表方	文 武	2段 2段	17才にて上の位地に至つた者は突出、東西共当主は歩引なく、御番勤。部屋住は 12 石 2 人扶持召出、江戸5カ年、福山3カ年中に文武の内、一方3段に不至者は歩引
勝手方	文武の内 算	2段 2段	17才にて課目に入り兼ねる者は、18才以上で入課次第被召出、たとえ文武2段揃でも17才の外は、突出、12石不被下置

表方	文武 初段 <small>(または文3段 武初段)</small> 3段	当主歩引用捨, 部屋住は江戸表 歩引用捨, 福山は 12 石, 歩引用捨, 17才で至りたる者は, 突出, 東西とも 当主は歩引なし, 御番勤,
勝手方	算 文武の内, 初段 3段 <small>(または算初段 文武の内3段)</small>	部屋住は 12 石 2 人扶持で召出, 歩引なし

以上は、寛政期の学政改革以後、諸藩でなされた学政改革において、役職任用の資格を文武の修業程度によつて規定したものの二、三の例を挙げたのであるが、こうした傾向は、一般に多くの藩の法制の中に見出すことの出来るものであり、特に天保以降には、規定する方法、内容は異なるが、全国的に普及して来るのである。そしてこの傾向こそ、封建的な臣僚の役職任用の制度が、次第に近代的な官僚の任用制度に近づいて来ることを意味しており、同時にそれは、臣僚養成の教育も次第に官僚養成の近代的教育に近い形をとつて来ることを示しているのである。

註 1) max weber : *Wirtschaft und Gesellschaft, grundriss der Sozialökonomik* Abt III
1te Aufl 1921. p.136 p. 151~153.

- 2) 日本随筆大成 11 卷所収 p.701.
- 3) 日本経済叢書 11 卷所収 p.211.
- 4) 「棧策雑収」日本経済叢書 12 卷所収 p.415.
- 5) 同上
- 6) 「栗山上書」日本経済叢書 17 卷所収 p.119.
- 7) 同上
- 8) 同上
- 9) 「甲子夜話」国書刊行会叢書 第一 p.56.
- 10) 日本教育文庫 学校編所収 p.81.
- 11) 前掲書所収 p.133.
- 12) 前掲書所収 p.708.
- 13) 「秘本玉くしげ」増補 本居宣長全集 第6巻 p.34.
- 14) 岩波文庫本所収 p.170.
- 15) 楽翁公遺書上 p.23.
- 16) 同上書 p.11.
- 17) 同上書 p.12.
- 18) 同上書 p.12.
- 19) 楽翁公遺書上 所収 p.25.
- 20) 同上書所収 p.1 及び p.3.
- 21) 同上書所収 p.10—11.
- 22) 同上書所収 p.47.
- 23) 楽翁公遺書 p.60—61.
- 24) 前掲書所収 p.4.
- 25) 楽翁公遺書 p.10.

- 26) 楽翁公遺書 中 所収 p.6.
- 27) 同上書所収 p.5.
- 28) 楽翁公遺書 p.8.
- 29) 同上 p.15.
- 30) 同上 p.21.
- 31) 同上 p.31.
- 32) 同上 p.58.
- 33) 同上 p.45.
- 34) 同上 p.44.
- 35) 前掲書所収 p.3—4
- 36) 前掲書所収 p.4.
- 37) 前掲書所収 p.143.
- 38) 前掲書所収 p.143.
- 39) 楽翁公遺書 中 p.6.
- 40) 同上書 p.6.
- 41) 同上書 p.144.
- 42) 「天明大政録」前掲書所収 p.146.
- 43) 「天明大政録」前掲書所収 p.142.
- 44) 「天明大政録」前掲書所収 p.147—148.
- 45) 同上 p.150—151.
- 46) 御触書天保集成下 p.317.
- 47) 前掲書所収 p.337.
- 48) 同上
- 49) 「天明大政録」前掲書所収 p.187—188.
- 50) 同上 p.155.
- 51) 前掲書所収 p.144.
- 52) 寛政4子年8月 p.414.
- 53) 前掲書所収 p.706.
- 54) 前掲書所収 p.750.
- 55) 前掲書所収 p.145.
- 56) 前掲書所収 p.750.
- 57) 御触書天保集成下 p.315.
- 58) 同上
- 59) 徳川禁令考 前集第二 p.238.
- 60) 御触書天保集成下 p.332.
- 61) 前掲書所収 p.143.
- 62) 同上書 p.188.
- 63) 徳川禁令考前集第二 p.238.
- 64) 御触書天保集成下 p.315.
- 65) 同上書 p.323.

- 66) 同上書 p.337.
- 67) 「栗山上書」前掲書所収 p.145.
- 68) 御触書天保集成下 p.337.
- 69) 同上書 寛政3亥年 p.423.
- 70) 徳川禁令考 前集第三 p.15.
- 71) 「昌平志」卷第二 日本教育文庫 学校編 p.84.
- 72) 徳川禁令考 前集第二 p.165—166.
- 73) 楽翁公遺書 上 p.5—6.
- 74) 同上
- 75) 同上書 p.3.
- 76) 日本倫理彙編 第六 p.15.
- 77) 岩波文庫本「玉勝間」下 p.218—219.
- 78) 日本随筆全集 17 卷 p.66—67.
- 79) 岩波文庫本 p.853.
- 80) 同上
- 81) 同上
- 82) 耕獵録所収
- 83) 「天明大政録」前掲書所収 p.223.
- 84) 前掲書所収 p.86.
- 85) 冢田大峯上書 『冢田大峯』所収 p.107.
- 86) 楽翁公遺書 中 p.12.
- 87) 御触書天保集成 下 p.418.
- 88) 日本教育史料 7分冊 p.114.
- 89) 同上書 p.191.
- 90) 「賤策雜収」日本經濟叢書 卷12 p.401.
- 91) 前掲書所収 p.733.
- 92) 前掲書所収 p.754.
- 93) 前掲書所収 p.108.
- 94) 前掲書所収 p.727—728.
- 95) 御触書天保集成 下 p.370.
- 96) 御触書天保集成 下 p.376—377.
- 97) 前掲書所収 p.729.
- 98) 同上 p.728.
- 99) 同上 p.728.
- 100) 前掲書所収 卷12 p.511.
- 101) 同上 p.444.
- 102) 小川涉著「会津藩教育考」 p.37.
- 103) 篠丸頼彦著「佐倉藩学史」 p.51—56.
- 104) 日本教育史資料 二分冊 p.629—630.

Educational Reform and the Training of Feudalistic Bureaucrats in the Kansei Period

Hiroo SUZUKI

In the above thesis the author has investigated the methods by which *samurai* were educated in the feudal period, with especial reference to educational reform in the Kansei era (1787~1798), a time when the education carried out by 'Hanko', clan conducted schools, was playing an important role in making *samurai* into feudalistic bureaucrats.

In the feudal period, the samurai, whose job was mainly that of a soldier, came to become gradually more involved in the duties of official administration due mainly to the fact the country was in a state of peace and his services as a fighter were unnecessary. In the beginning of the feudal period the structure of the government was very simple but as it and its accompanying feudal bureaucracy became more complicated so there arose the need for *samurai* able to read and write rather than fight. In order to meet this need the 'Hanko' were developed.

In the first chapter the author inquired into the political ideas of Matsudaira Sadanobu, the man in charge of political reform. The purpose of his reform lay in the training of feudal bureaucrats. His image of them was essentially feudal in that he required them to be persons of great integrity especially obedient to their feudal lord. on the other hand, like modern bureaucrats, they had to be skilled in administration.

In the second chapter the author comments on the rules and plans of studies which were part of the reform, such as 'Gakumon Ginmi', (Intellectual examinations in the upper classes) and 'Sodoku Ginmi', (Intellectual examinations in the lower classes), and the construction of government schools.

In the last chapter the author discusses how the contradiction of feudal and modern ideas caused the failure of overall education as far as feudal bureaucrats were concerned and the educational reforms which were actually put into practice.